

【資 料－１】

山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約

（名称）

第１条 本会は、「山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

（目的）

第２条 国土交通省四国地方整備局（以下「検討主体」という。）は、山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的に、検討主体と関係地方公共団体からなる検討の場を設置する。

（検討主体）

第３条 検討主体は、実施要領細目に基づき、山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

（検討の場）

第４条 検討の場は、別紙－１で構成される。

２ 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。

３ 検討主体は、検討の場を招集し第５条で規定する幹事会における議論を踏まえ議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。

４ 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。

５ 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

（幹事会）

第５条 検討の場における会議の円滑な運営を図るため幹事会を設置する。

２ 幹事会は、別紙－２で構成される。

３ 検討主体は、幹事会を招集し議題の提案をする。

４ 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開)

第6条 検討の場及び幹事会は、原則として公開する。

2 検討の場及び幹事会に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。

ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、非公開とする場合がある。

(事務局)

第7条 検討の場の事務局は、国土交通省四国地方整備局に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年11月18日から施行する。

「山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

愛媛県知事

大洲市長

西予市長

内子町長

【検討主体】

四国地方整備局長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

「山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」
の構成

【構成員】

愛媛県 土木部長

大洲市 建設部長

西予市 産業建設部長

内子町 産業建設課長

【検討主体】

四国地方整備局 河川部長

（注）構成員については、代理出席を認めるものとする。